

新座都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路中 3・4・10 号放射 7 号線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・10	放射 7 号線	新座市野寺五丁目	新座市栗原一丁目	新座市栗原三丁目	約 990m	地表式	2 車線	18.0m	幹線街路と平面交差 1 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・4・10 号放射 7 号線と県道飯田橋石神井新座線の交差について、道路設計（予備）を行ったところ、平面交差では沿道土地との高低差が生じ土地利用への影響が大きくなってしまふこと、交差点が近接し円滑な交通の確保が困難となることが分かりました。

このため、交差形式を立体交差とすることとし、本線から沿道宅地への出入りを確保するため一部区間について副道の区域を追加するものです。

また、県道前沢保谷線との交差部において、安全かつ円滑に交通処理が可能な構造とするため、隅切りの区域を追加するものです。